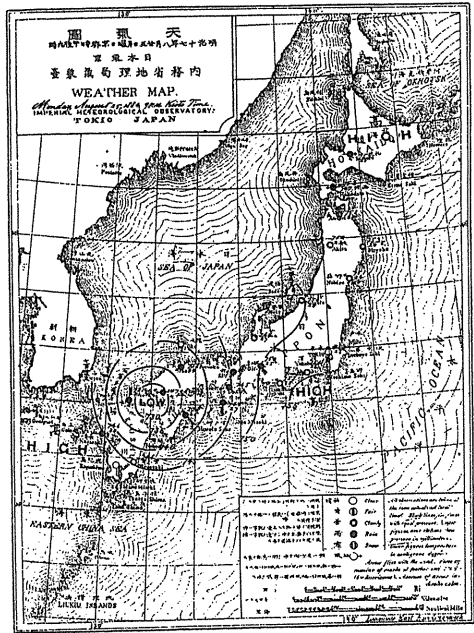


明治十七年の台風災害

天気図第一号の台風

愛媛県下における明治期の主な災害としては、明治六（一八七三）年の大干害と風水害があげられている



明治17年 8月25日午後9時の天気図

が、生名村の実情は明らかではない。ついで明治十七年八月十日と二十五日に相次いで台風が襲来した。特に二十五日の台風は九州北部から瀬戸内海を東に横断して日本海に去ったが、その間に芸予諸島には甚大な被害をもたらした。世界初の天気図はクリミア戦争を契機にして実用化が進み、わが国では明治十七年の夏から天気図の作成が業務化されたと指摘されている。いわば天気図元年の第一号台風とも言えるものが下の天気図である（『海事史研究』一〇号、弓削商船高専学芸部、阿部頼之論文より）。この台風の通過について当時の生名村戸長村上俊三は、今治警察署にあて次のように概況を報告している（諸統計関係書類、諸取調進達控「明治十七甲申年九番」）。

明治十七年八月廿五日暴風記事（同年九月十九日付）

- 一、暴風二罹リタル地名 越智郡生名村字恵生
- 一、暴風ノ時刻 越智郡生名村字恵生 越智郡生名村字恵生
- 一、風位、風力 風位 最初南東 午後九時 歇ミタル時刻 全廿六日午前四時
- 風位 最初南東 午後十一時 西二転ス 風力颯風

- 一、天候
細雨時々至ル
- 一、海嘯ノ概況
暴風益々烈シク隨テ海潮膨漲シ満潮最モ高ヨリ三尺五寸位高シ
- 一、損害ノ個数
暴風ノ為メ破壊人家五軒 海潮全上式軒
暴風ノ為メ破壊建物壹棟 海潮全上四棟
海潮ノ為メ破壊堤塘五十二ヶ所
暴風ノ為メ損害樹木廿式本
暴風ノ為メ半倒人家廿軒 海潮全上十三軒
稻仕付田反別 九町七反式畝八歩
綿仕付畑 三拾六町
粟全上 四反八畝歩
蕃薯全上 六町
塩田 拾町壹反式畝拾式歩
海潮ノ破損道路五ヶ所

全島に大被害

以上は被害の概要報告なのであるが、その後さらに詳細な被害状況の報告が部門別になされている。同年九月二十日付の越智郡長あての「被害反別及地価地租取調届」(同前)は、次のようである。

- 一、田反別 九町七反式畝八歩

- 地価 貳千貳百九拾六円五拾貳銭
- 地租 五拾七円四拾壹銭三厘
- 一、畑反別 三拾貳町四反八畝六歩
- 地価 五千百七拾貳円七拾六銭
- 地租 百貳拾九円三拾壹銭九厘
- 一、塩田反別 拾町壹反式畝拾式歩
- 一、宅地 三畝貳拾三歩
- 地価 貳円八拾銭
- 地租 七銭
- 一、草生地反別 拾五歩
- 地価 貳銭
- 地租 壹厘
- 合計反別 五拾貳町三反七畝四歩
- 地価 壹万九百貳拾四円八拾六銭
- 地租 貳百七拾三円貳銭貳厘

さらに同年九月二十三日付の「(明治十七年八月廿五日)暴風潮之為被害反別地租取調」によると、さきに紹介した「(秋下年季)」に関する記載も見られる。

- 一、総被害反別 五拾貳町三反七畝拾式歩

此地租 貳百三拾七円七拾四銭壹厘
内

荒地反別 五拾壹町七反八畝貳歩

明治十七年ヨリ廿六年迄凡平均年間免税年季

此地租貳百三拾五円九拾貳銭五厘

内訳

再荒地 貳町八反六畝拾九歩

明治十六年ヨリ十七年迄免税年季中

再荒地 六町壹反七畝廿三歩

明治十七年ヨリ同十八年迄低税年季願中

此地租貳拾五円五拾五銭壹厘

荒地 四拾貳町七反三畝貳拾歩

此地租貳百拾円三拾七銭四厘

潮入反別 五反九畝九歩

此地租壹円八拾壹銭六厘 皆無ニシテ四ヶ年引

この報告の末尾には、「荒地免税年季中再荒地取調」と題して、以下の記載がある。前文の「再荒地」(貳町八反六畝拾九歩) に関するものであろう。

一、貳町八反六畝拾九歩 明治十七年ヨリ全二十六年迄免税年季願立候事

このように歟下年季によつて長年にわたつて続けてきた努力も、台風の襲来によつて中絶する農家も多数出現した。これまでに経験したことの無い惨状であった。その実情確認のため、次の指令も到達している。

本年八月二十五日暴風ノ為メ、汐入被害ノ地処図面大至急入用ノ趣其筋ヨリ通達有之候条、左記調査例別紙雛形ニ倣ヒ、本月廿四日主任出張候迄事務御繰合セ、必ズ御調製置有之度、此段及御掛合候也

明治十七年十月十八日

越智郡今治村出張 愛媛県収税属 吉武 信

「略図面ハ過般暴風ノ際、汐入ノ為荒地トナリタル分及荒地ニアラサルモ、收穫皆無并ニ幾部分被害等ヲ分別シ、尚堤塘破損ノケ所等ヲ明瞭ニスルヲ必要トス」という詳細な指示にしたがつて作成したのがこの地図である。地図に表されている被害個所の次のような下調べが残されている。

被害報告地図の状況 (巻頭カラーの被害地図参照)

明治十七年八月廿五日暴風怒涛ニ付海岸堤塘破壊下調 (明治十七年進達)

字 番 破壊堤塘延長 修築費予算 被害地反別・(地価)

高松 二十五間 五円 貳反貳畝八歩

(三十一円五十銭)

前新開六一二番 十二間 三十六円 壹町四反六畝二十九歩

(四百六十四円貳銭)

六〇六番 七間 拾四円 三反壹畝貳歩

中側 八五一番

三間

三円

(五拾八円十五銭五厘)
壹反七畝九歩
(四十壹円六拾壹銭)

以上に続いて列記されている字名と破壊堤塘延長および修築予算は次のようである。

尾又一一五一番

拾貳間

三十六円

泉 一三七七番

貳間

貳円

同 一三八〇番

七間五合

貳円

網立一四二四番

三拾六間

貳円

深浦一四六九番

九間

計四百五拾四円八拾八銭八厘

同 一四七〇番

貳拾七間

立石一七八四番

拾間

貳拾五円

同 一八五五番

八間

貳拾円

同 一八五七番

拾間

拾五円

同 一八六八番

四間

四円

同 一八六九番

三間

壹円五拾銭

押揚一九一九番

貳間

三円

打手一九六六番

拾壹間

拾壹円

同 一九九八番

拾九間

拾九円

波間田二〇三二番

拾四間

七円

同 二〇三三番

八間

四円

同 二〇三四番

八間五合

八円五拾銭

同 二〇七二番

拾四間

拾四円

雀 二二一五番

八間

四円

同 二二二〇番

拾八間

九円

大江 二二五四番

拾四間

拾四円

同 二四二六番

貳拾五間

七拾五円

大串 二七五二番

貳拾六間

五円

同 二七八四番

拾貳間

計 三円

同 二七八六番

四間

惠生 二八二五番

貳拾壹間

計 六百六拾円

同 二八二六番

五間

同 二八二七番

拾壹間

同 二八四七番

五間

持田 二九五七番

拾四間

四円

後新開三四三〇番	三拾五間	六百弍円
横浜 二六三八番	四間	壹円
同 二六三九番	九間	二円五拾銭
同 二六五五番	式拾六間	三円
蛙石 二六六三番	拾七間	四円
同 二六九八番	八間	八円
同 二七〇七番	拾九間	四円
砂浜 二七四九番	拾六間	五円
同 二七五四番	三拾弍間	拾円
稲浦 二七八四番	五拾間	拾円
鶴島 二八五四番	式拾間	四円
平内 三九六七番	五間	五円
同 三九九〇番	三拾壹間	三拾円
同 四〇一五番	式拾間	四円
同 四〇一六番	百五間	五拾円

破壊堤塘延長は、合計八百二十二間、修築費予算は二千二百七円五十銭、被害地反別は四十八町七反九畝一步と集約されている。また潮入反別は、五十二町四反五畝二十歩（内、荒地四十一町四畝歩、収穫皆無十一町

四反一畝二十歩）である。被害関係の地図にも明瞭であるが、この台風の被害は生名島の本島はもちろん附属の鶴島や平内島も甚大な損害を蒙っている。

この時期の日本経済は、松方財政の名称で知られているように緊縮政策が推進された時期であった。農産物の価格は下落し、それだけでなく耐えがたい負担であった地租は、一段と重圧となった。それに加えて台風の襲来である。先の「被害反別及地価地租取調」にも記載されていたように、被害は田、畠、塩田、宅地、草地などにわたり、その他に船舶の被害もあった。「暴風激浪被害ノ実況報告書」（越智・野間郡長宛て、明治十七年九月二十四日付）には、破壊船舶数は「五十石以上二艘」とある。その他の小型船舶の被害も多かった。こうした大打撃から立ち直るためには、長い時間が必要であった。

自然災害と埋立工事

昭和九年の室戸台風

昭和九（一九三四）年は、異常気象に悩まされた一年であった。五月以降は降雨量が極端に少なく、七月に多少の降雨があつたが、それ以後は晴天続きで、用水確保が困難な本村では稲の植え付け不能となつた水田も

続出した。事態は深刻化し、愛媛県の町村会長ほかが上京して政府関係当局に陳情すると共に、県当局に対して強力に対策を要請した。干害救済運動が本格化し始めた九月に、皮肉にも強烈な台風（室戸台風）に見舞われた（「愛媛県史」近代下〈昭和九年の干害と対策〉）。

同年九月二十一日に四国方面を襲つた室戸台風は、東予地方では五百ミリに達する降雨があり、瀬戸内では風速三十以上の暴風に見舞われた。愛媛県下では、死者行方不明三十人、家屋全壊・流失百五十六戸、浸水六千三百四十四戸、船舶の流失も百八十八隻と報じられている。本村でも、船舶ほかに被害が発生した。農作物も、二割減収九百一町歩とされている。本県が陳情した災害救済国庫助成の対象額は、早害二千万円、風水害七百万円、合計二千七百万円の計画と報じられている（「海南新聞」昭和九年十月二十三日付）。

昭和十年の水害と復旧工事

翌昭和十年にも水害に見舞われた。梅雨期の六月から七月初めにかけて降り続いた降雨によるものである。早速、同年七月五日に第六回村議会が村上禎祥村長により召集された。当年の村会議員は以下の通りである。

村上格一、久保寛一、村上備夫、村上知祥、山本元盛、村上作吉、山本亀義、福島音一、浜田松三郎、宮脇方平、岡本音松、浜田菊松

第六回村会の議題は、「水害に関する臨時土木事業の件」や「昭和十年度第二回追加予算の件」などであった。水害については、「巡視の上、調査し、然るのちに協議」する事に決し、村議会は七月五日から七日まで開催、いったん休会して七月十九日に同一議題を中心に再開された。

その後、翌同十一年二月十日付で村上禎祥村長から議案第一号として村議会に提案された水害地復旧事業案

は次のような三カ年計画であった(表5-2)。

これを受けて耕地復旧については、被害地のうち打出の畦畔、公共施設については、大江の水路決壊個所の盛り土とコンクリート工事の復旧設計書が、同十二年二月に愛媛県今治耕地課出張所から交付されている。しかしこの件については、同年三月二十三日に開催された村議会に「昭和十一年度並びに十二年度施工の水害地耕地復旧事業を昭和十年度に繰り上げ施工」が提起されている。厳しい自然災害との戦いも本村の重要な課題であった。

相次ぐ埋め立て工事

昭和九年九月十五日付で、生名村から愛媛県知事一戸二郎あてに次のような公有水面埋立願が提出されている。

公有水面埋立願

- 一、出願人の住所氏名及び職業 愛媛県越智郡生名村長 村上禎祥
- 二、埋立の場所及びその面積 (一) 越智郡生名村字浦の浜乙四二番地の 一一

- (二) 越智郡生名村字前新開甲六三二番地の一、甲六二九番地の二、

甲六二九番地の一、甲六二九番地の五

- 一、面積 第一埋立 百二十七坪七合四勺
- 第二埋立 四百九十三坪三合八勺
- 二、埋立の目的 物干場
- 三、埋立着手の時 御許可の日より三十日以内
- 四、工事竣功期 御許可の日より向う一年以内

この工事は申請後間もなく認可され、着工後ほぼ一年を経た同十一年一月八日付で「公有水面埋立工事竣工認可申請書」が提出されている。その「出来形坪数」は、次のように幾らか変動している。

- 第一埋立(浦の浜) 百二十七坪七合三勺
- 第二埋立(前新開) 四百九十七坪三合一勺

第一埋立地(浦の浜)は、実測平面図で明らかのように、生名小学校敷地に連なる地域であり、やがて埋立地はさらに拡大され現状となった。第二埋立地は、現在は寅屋商店や大池工務店の敷地となっている。現在生名中学校の敷地となっている場所は、元北側港の名称のあった入り江で、船舶の係留場所でもあった。この地が埋め立てられたのは、もつと後年のことである。

表5-2 水害地復旧事業費

分担	事業名	年 度			
		昭和10年度	昭和11年度	昭和12年度	計
補助金 村負担	耕地復旧	85円	21円	25円	131円
		170円	42円	50円	262円
		計	255円	63円	75円
	公共施設復旧				
補助金 村負担		486円	119円	143円	748円
		486円	119円	143円	748円
		計	972円	238円	286円